

伊方地域原子力防災協議会作業部会 関係機関一覧

内閣府
愛媛県
愛媛県警察本部
山口県
山口県警察本部
大分県
海上保安庁
防衛省
原子力規制庁
経済産業省

《 オブザーバー 》

伊方町
八幡浜市
大洲市
西予市
宇和島市
伊予市
内子町
上関町
四国電力（株）

1 訓練の目的

伊方発電所で事故が発生した場合に備え、緊急時における災害対策の習熟と防災関係機関の相互協力体制の強化を図るとともに、県民の原子力防災に対する理解を促進することを目的とする。

2 実施日時

令和元年10月30日(水) 8:30~15:00

3 実施場所

愛媛県庁ほか、発電所を中心とした概ね半径30km以内の地域を中心とする県内全市町及び近隣県

4 参加機関及び参加人数

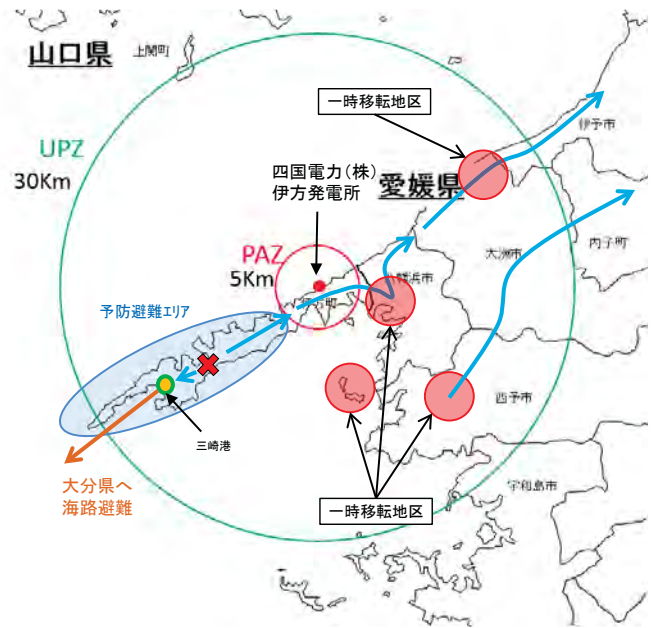
92機関 約23,000人

5 訓練項目

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) 緊急時通信連絡訓練 | (2) 緊急時Eメール訓練 |
| (3) 災害広報訓練 | (4) 災害対策本部訓練 |
| (5) オフサイトセンター運営訓練※1 | (6) 原子力災害医療活動訓練 |
| (7) 自衛隊等災害派遣要請訓練 | (8) 住民避難・誘導訓練 |
| (9) 要配慮者避難訓練 | (10) 交通規制訓練 |
| (11) 発電所内緊急時対応訓練 | (12) 道路啓開訓練 |

※1 オフサイトセンター運営訓練は9/11に実施

※2 携帯電話通信網を活用したドローンによる物資搬送等の実証実験を実施。また、ドローンと有人ヘリの同時飛行時における位置情報共有の有効性を検証する実証実験もJAXAと共同実施。



※PAZ(予防的防護措置を準備する区域)
(Precautionary Action Zone)
※UPZ(緊急時防護措置を準備する区域)
(Urgent Protective Action Planning Zone)
※予防避難エリア
(PAZ圏に準じた避難等の防護措置を準備する区域)

<訓練想定>

- 地震発生に伴い、伊方発電所3号機の原子炉が自動停止した後、全交流電源の喪失及び1次冷却材の漏えいが発生したことにより、原子炉格納容器の破損に至り、放射性物質の放出による影響が発電所周辺地域に生じた。
- 旧瀬戸町、旧三崎町の境界付近で道路寸断
- 八幡浜市、大洲市、西予市の一部地区で、一時移転指示。

重点項目

- 孤立地域における住民避難の多様化
 - 道路寸断を想定した海路及び空路による避難(伊方町) ※大分県での新規受入自治体(臼杵市・豊後大野市)
 - 離島住民の海路による避難(八幡浜市大島)
- UPZにおける住民避難体制の充実
 - 自衛隊車両による住民搬送(大洲市)
 - 複数自治体(八幡浜市・大洲市)からの避難者受入(松山市)
- ドローンの更なる活用の実証実験
 - 携帯電話通信網を活用したドローンによる映像伝送・物資搬送(大洲市・西予市)



令和元年度

愛媛県原子力防災訓練

実施計画

愛 媛 県

令和元年度愛媛県原子力防災訓練実施要領

1 目的

伊方発電所において原子力災害が発生した場合に備え、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法及び愛媛県地域防災計画に基づき、発電所から30km圏内の住民の安全を確保するため、防災業務関係者及び地域住民が一体となって原子力防災訓練を実施し、緊急時における災害対策の習熟と防災関係機関の相互協力体制の強化を図るとともに、県民の原子力防災に対する理解を促進することを目的とする。

2 日時

令和元年10月30日（水）8時30分～15時00分

3 訓練対象施設

四国電力株式会社伊方発電所

4 実施場所

愛媛県庁ほか、発電所を中心とした概ね半径30km以内の地域を中心とする県内全市町及び近隣県

5 訓練参加機関等（92機関）

（1）指定行政機関（2機関）

原子力規制委員会、内閣府

（2）指定地方行政機関等（10機関）

伊方原子力規制事務所、中国四国管区警察局四国警察支局愛媛県情報通信部、大阪航空局（松山空港事務所）、海上保安庁第六管区海上保安本部（松山海上保安部、宇和島海上保安部）、松山地方气象台、四国総合通信局、愛媛労働局、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊

（3）地方公共団体等（53機関）

愛媛県、山口県、大分県、広島県、徳島県、香川県、高知県、伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町、松山市、今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、松野町、鬼北町、愛南町、上関町、臼杵市、豊後大野市、杵築市、日出町、国東市、愛媛県警察本部、八幡浜警察署、大洲警察署、西予警察署、伊予警察署、宇和島警察署、大分県警察本部、大分東警察署、臼杵津久見警察署、八幡浜地区施設事務組合消防本部、大洲地区広域消防事務組合消防本部、西予市消防本部、伊予消防等事務組合消防本部、松山市消防局、東温市消防本部、伊方町消防団、八幡浜市消防団、大洲市消防団、宇和島市消防団、西予市消防団

（4）指定公共機関等（4機関）

株式会社NTTドコモ四国支社、日本赤十字社愛媛県支部、日本赤十字社大分県支部、日本放送協会松山放送局

（5）指定地方公共機関等（14機関）

一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会、南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株

株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、一般財団法人八西CATV、国道九四フェリー株式会社、一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、愛媛県旅客船協会、一般社団法人大分県バス協会

(6) 公共的団体等 (6 機関)

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 (JAXA)、愛媛県立中央病院、一般社団法人愛媛県建設業協会、公益社団法人愛媛県診療放射線技師会、愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会、公益社団法人大分県放射線技師会

(7) 原子力事業者 (1 機関)

四国電力株式会社

(8) その他 (2 機関)

公益財団法人原子力安全技術センター、公益財団法人原子力安全研究協会

6 事故想定

地震が発生し、運転中の四国電力株式会社伊方発電所 3 号機の原子炉が自動停止した後、全交流電源の喪失及び 1 次冷却材の漏えいが発生したことにより原子炉格納容器の破損に至り、放射性物質の放出による影響が発電所周辺地域に生じたという想定で、各種防護対策を実施する。

7 訓練項目

- | | |
|-------------------|-----------------|
| (1) 緊急時通信連絡訓練 | (2) 緊急時モニタリング訓練 |
| (3) 災害広報訓練 | (4) 災害対策本部訓練 |
| (5) オフサイトセンター運営訓練 | (6) 原子力災害医療活動訓練 |
| (7) 自衛隊等災害派遣要請訓練 | (8) 住民避難・誘導訓練 |
| (9) 要配慮者避難訓練 | (10) 交通規制訓練 |
| (11) 発電所内緊急時対応訓練 | (12) 道路啓開訓練 |

※1 オフサイトセンター運営訓練は 9/11 に実施

※2 携帯電話通信網を活用したドローンによる物資搬送・映像伝送の実証実験を実施。合わせて、ドローンと有人ヘリの同時飛行時における位置情報共有の有効性を検証する実証実験も J A X A と共同実施。

8 その他

愛媛県広域避難計画、市町避難行動計画、市町受入計画及び「伊方地域の緊急時対応」に基づき実施することとし、地震による道路の被災など一部複合災害の視点を取り入れて実施する。

なお、別日程で実施した原子力防災初動対応訓練（警戒事態から施設敷地緊急事態まで：9月1日実施）及びオフサイトセンター運営訓練（9月11日実施）と合わせて検証を行う。

1 緊急時通信連絡訓練

原子力事業者からの事故情報や緊急時モニタリングの測定結果、愛媛県災害対策本部等で決定した災害応急対策の内容等を、関係機関に通報し、緊急時における関係機関間の通信連絡・確認体制を習熟及び連携するための訓練を行う。

伊方発電所から概ね 30km 圏内に所在する原子力災害重点区域の 8 市町、その他県内市町及び近隣県に対して、伊方発電所から事故の通報を受けた県から F A X 等により一斉通報を行うほか、気象予報等の配信、避難に際して受入れ先となる市町との調整など、緊急時における関係機関との情報共有・連携、県民への迅速かつ正確な情報の提供を行う訓練を実施する。

【通報連絡の流れ】

6 : 30 地震発生 (AL : 震度 6 強)

6 : 30 原子炉自動停止



○県災害対策本部設置

6 : 32 【第 1 報】伊方発電所から警戒事象発生通報 (想定)



(原子炉自動停止 : A 区分)

6 : 40 警戒事態該当事象発生 (単一障壁の喪失又は喪失可能性)



6 : 50 【第 2 報】伊方発電所から A L 事象該当に係る通報 (想定)

○警戒事象発生通報内容の関係機関への伝達

○PAZ (概ね 5km 圏内) 及び予防避難エリアの要配慮者に避難準備指示

○要配慮者受入市町及び受入施設の調整



7 : 40 原災法第 10 条事象発生



(原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置一部注入不能)

7 : 50 【第 3 報】伊方発電所から事故通報 (10 条通報) (想定)



○PAZ 及び予防避難エリアの要配慮者に避難指示

○PAZ 及び予防避難エリアの住民に避難準備指示

○受入市町の調整 (松前町、大分県)、関係機関との情報共有



8 : 40 原災法第 15 条事象発生



(全交流電源喪失、非常用炉心冷却装置注入不能)

8 : 50 【第 4 報】伊方発電所から事故通報 (15 条通報)



○原子力緊急事態宣言発出

○PAZ 及び予防避難エリアの住民に避難指示

○UPZ (概ね 5km ~ 30km 圏内) に屋内退避指示

○受入市町の調整 (松前町、大分県)、関係機関との情報共有



9 : 40 炉心損傷発生



9 : 50 【第 5 報】伊方発電所から事故通報(炉心損傷)

○関係機関との情報共有

格納容器破損発生

10 : 00 【第 6 報】伊方発電所から事故通報(格納容器破損)

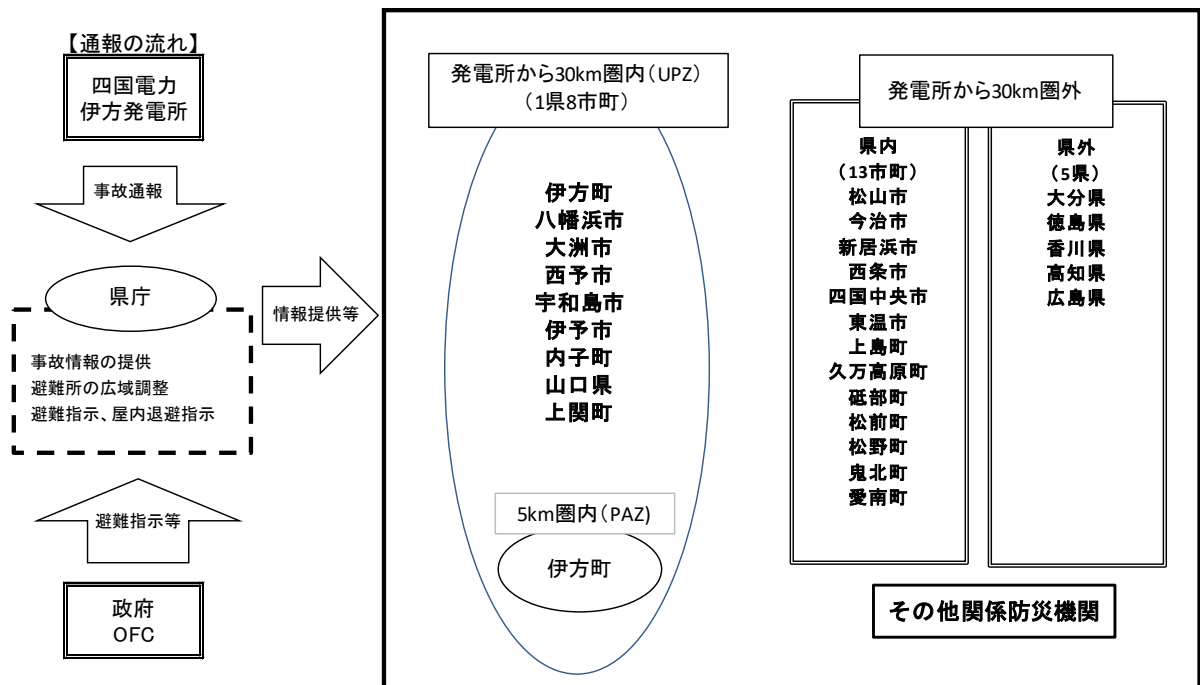
○ UPZ 内一部地区に一時移転指示

○ 関係機関との情報共有

○ 受入市町の調整

14 : 30 【第 7 報】伊方発電所から事故通報(事故収束連絡)

○関係機関との情報共有



2 緊急時モニタリング訓練

緊急時に適切なモニタリング実施計画を策定し、的確に測定結果の分析・報告を実施する。また、国、県及び重点市町が協力して緊急時モニタリングを実施し、測定分析の習熟を図る。

なお、本訓練は「1 緊急時通信連絡訓練」に示す通報連絡の流れとは別時間軸で行う。

1 訓練項目

- (1) 緊急時モニタリングセンター運営訓練
- (2) 現地モニタリング活動訓練

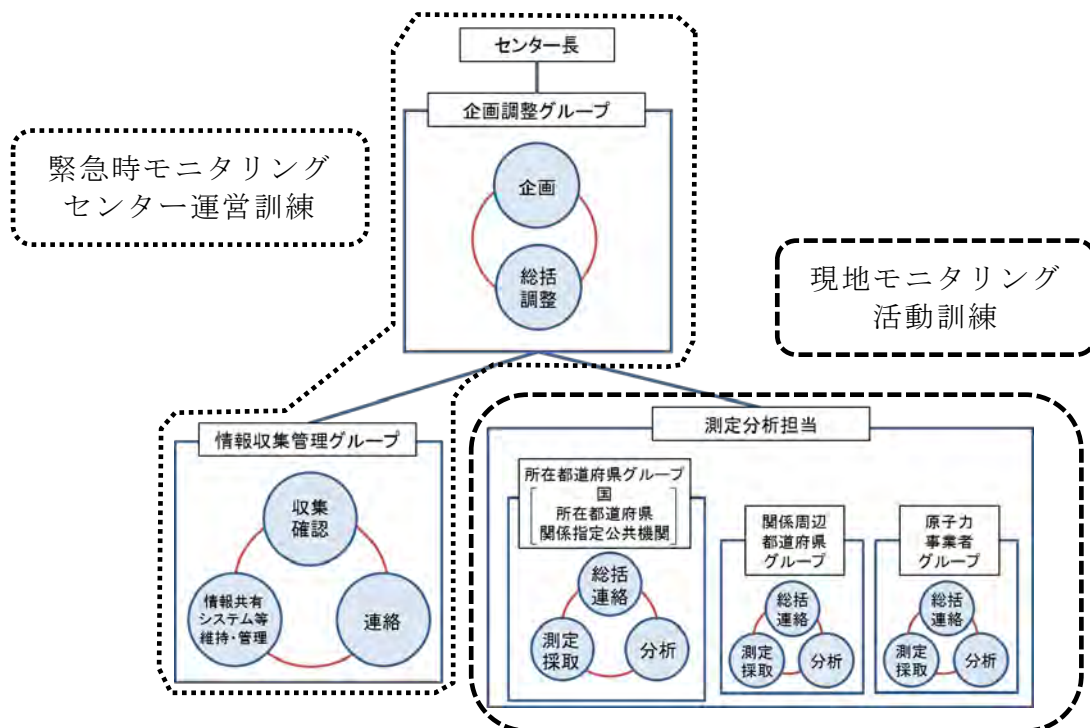
2 訓練内容

- (1) 緊急時モニタリングセンター運営訓練
 - ① モニタリングに係る指示書・作業手順書作成
 - ② モニタリング結果等通信連絡、放射線情報等監視
 - ③ モニタリング情報共有システム（ラミセス）運用
 - ④ クロノロジーシステムを活用した情報伝達 等
- (2) 現地モニタリング活動訓練
 - ① 可搬型モニタリングポスト設置
 - ② 試料採取・分析
 - ③ スクリーニング
 - ④ クロノロジーシステムを活用した情報伝達 等

3 実施場所

- (1) 緊急時モニタリングセンター運営訓練
愛媛県オフサイトセンター
- (2) 現地モニタリング活動訓練
愛媛県原子力センター、愛媛県立衛生環境研究所
山口県環境保健センター、山口県柳井健康福祉センター

4 緊急時モニタリング組織



3 災害広報訓練

報道機関に対して事故情報等を発表するほか、緊急放送を要請するとともに、住民に対し、防災行政無線、広報車等により、事故情報等の広報を実施する。

八西CATVにおいては、県の緊急放送要請に基づき緊急放送を行う。

また、伊方町の全地域において、車両での避難者を対象に臨時災害放送局（FM放送）による避難情報等の放送訓練を行う。

1 報道機関への広報

- (1) 災害対策基本法第57条に基づき、緊急放送を報道機関に要請する。
- (2) 八西CATVに対しても災害放送を要請し、放送訓練を実施する。
- (3) 緊急時モニタリング結果等については、国が一元的に公表するほか、災害対策本部情報において公表する。

2 住民等への広報

- (1) 県から伊方発電所の事故通報が出された際に、速やかに市町防災行政無線、広報車などを使用し、住民等に対し事故情報等を広報する。
- (2) 事故の状況に応じ、避難等の防護措置を指示する場合には、必要な情報について、簡潔で分かりやすい住民広報を行う。
- (3) 各消防本部車両等による広報を市町の広報実施と併せて行う。
- (4) 愛媛県防災メール及び緊急速報メールを複数回活用した広報を行う。

機関名	広報手段	広報対象
愛媛県	ファクシミリ (緊急放送要請)	報道機関 八西CATV (緊急放送)
	愛媛県防災メール	一般住民、避難住民
関係市町	防災行政無線、広報車	一般住民、避難住民
	緊急速報メール	一般住民、避難住民
	臨時災害放送局 (伊方町)	避難住民 (車両等)
関係消防本部	広報車	一般住民、避難住民